第十九条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権の割当て」を加え、「これらの」に改め、「換算した数」の下に「又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数」を加える。

第三十二条第一項中「一株」の下に「又は一投資口」を加え、同条第三項中「一株」の下に「又は一投資口」を、「の行使により発行し、又は移転すべき株式の数」の下に「とし、外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものにあっては内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とし、新投資口予約権証券等にあっては当該新投資口予約権証券等の権利行使により発行すべき投資口の数」を加える。

第三号様式記載上の注意(6)ｄ中「お投資証券」の次に「又は新投資口予約権証券」を、「投資証券」の次に「、新投資口予約権証券」を、「について株式」の次に「又は投資口」を加え、「以下この」を「以下」に改め、同記載上の注意㈢ｂ中「(法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)」、「(法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)」及び「なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。」を削り、同記載上の注意(11)ｃ中「投資証券等」の次に「又は新投資口予約権証券等」を加え、同記載上の注意㈣ｂ中「投資証券等」の次に「又は新投資口予約権証券等」を、「欄中「所有株式数」の次に「(株)」を加え、「」と、「発行済株式」を「(口)」と、「発行済株式」に改める。

第六号様式記載上の注意(5)ｄ中「投資証券」の次に「又は新投資口予約権証券」を、「応募数」とあるのは「」などう「買付数」とあるのは「」の次に「投資口に換算した」を加え、「読み替えて」を「、「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて」に改め、同記載上の注意(6)ａ中「なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。」を削る。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号の二中「この号及び第十条の二第一項第十二号において」を削り、「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項」を「同法第二条第二十一項」に改め、同項第三号ロ中「(2)において」を「以下(2)において」に改める。

第九条第三号中「信託行為」を「信託」に改め、同条第五号中「所有する」及び「(当該発行者が発行者であるものに限る。)」を削り、同条第六号中「信託行為」を「信託」に改める。

第十条第一項第三号中「第二条第二十三項」を「第二条第二十五項」に改め、同項第二十三号ロ及び同項第二十四号中「すべて」を「全て」に改める。

第十条の二第一項第二号ロ中「新優先出資引受権」の下に「(令第一条の四第二号に規定する新優先出資引受権をいう。)」を加え、同項第三号中「この項」を「この号及び第十三条の三第二項第一号」に改め、「同号に掲げる」を削り、同項第六号中「、第四号及び前号」を「及び前二号」に改め、同項第十一号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同項第十二号中「(法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。)」を削り、「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口」を「投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次号において同じ。)」に、「が表示する権利」を「に表示される権利（同号において「外国投資口」という。)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二　新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下この号及び第十四条の二第一項第三号において同じ。)及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券　新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十四条の二第二項第一号において同じ。)又は外国投資法人（同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第十四条の二第二項第三号において同じ。)に対する権利であって新投資口予約権に類するものの行使により発行され、又は移転される投資口又は外国投資口に係る利益の分配の内容

第十条の二第一項第十三号中「(法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十四条第二項第二号ロ、第三項第一号ロ及び第四項第一号イ中「信託行為」を「信託」に改める。

第十四条の二第一項に次の二号を加える。

三　新投資口予約権証券

四　外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

第十四条の二第二項中「外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二　新投資口予約権

三　外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号並びに第四号イ及びハ中「に係る株式」を削る。

第四条第四号イ中「の株式」の下に「又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「取締役会の決議の内容」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議の内容」を加え、「に係る株式」を削り、同号ロ中「自己の株式」の下に「又は投資口」を加え、「又は株主総会」を「、株主総会又は役員会」に、「及び」を「並びに」に改め、「に係る株式」を削り、同条第五号イ中「に係る株式」を削る。

第六条第一項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号中「内国会社」を「内国法人　次に掲げる書類」に改め、同号ロ中「上場株券等に」を「上場株券等の」に改め、同項第二号イからヘまで以外の部分中「外国会社」を「外国会社　次に掲げる書類」に改め、同号イ及び同条第二項中「掲げる」を「定める」に改める。

第十六条第二号イ及び第十九条第一項第二号イ中「に係る株式」を削る。

第二十一条第一項中「一株」の下に「又は一投資口」を加え、同条第二項中「に係る株式」を削る。

第二十三条中「又は」を「若しくは」に改め、「取締役会の決議」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議（公開買付けをする発行者が外国会社である場合にあっては、株主総会、取締役会又は役員会の決議）」を、「株式」の下に「又は投資口」を加える。

第二号様式第１の１中「に係る株式」を削り、同様式第１の４(2)及び(3)中「株式」を「上場株券等」に改め、同様式第１の５(1)中「に係る株式」を削り、同様式記載上の注意(5)中「株式」の次に「又は投資口」を加え、「株券等」を「上場株券等」に改め、同記載上の注意(6)ｅ中「に係る株式」を削り、同記載上の注意(6)ｄ中「ｂ及びｃ」を「ｃ及びｄ」に改め、「自己の株式」の次に「又は投資口」を加え、「に係る株式」を削り、同記載上の注